厚木市スポーツ広場等管理指導員設置規程

（目的及び設置）

第１条　厚木市スポーツ広場等（以下「スポーツ広場等」という。）の適正な管理及び運営について充実を図るため、厚木市スポーツ広場等管理指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（職務）

第２条　指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1) スポーツ広場等の利用促進に関すること。

(2) スポーツ広場等の管理及び運営についての指導助言に関すること。

(3) スポーツ広場等の附帯施設の管理に関すること。

(4) １週につき１日、必要に応じた時間に巡視し、別表のスポーツ広場等管理月報に必要な事項を記入すること。

(5) その他スポーツ施設の維持管理に関すること。

（定数）

第３条　指導員の定数は、10人以内とする。

（委嘱）

第４条　指導員は、スポーツ広場等の管理及び運営に関し豊かな識見を有する者又は体育指導技術を有する者のうちから教育委員会が施設ごとに委嘱する。

（任期）

第５条　指導員の任期は、２年とする。ただし、年度の中途において委嘱された指導員の任期は、その年度の末日までとする。指導員は、再任されることができる。

（管理謝礼）

第６条　教育委員会は、管理謝礼として、年額１６２，０００円を２回に分けて指導員に支払うものとする。

附　則

この要綱は、平成７年11月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

スポーツ広場等管理月報（　　月分）

<table>
<tr><td colspan="2">スポーツ広場等
の　名　称</td><td colspan="2">スポーツ広場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">管理指導員名</td><td colspan="2">住　所　　厚木市</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="15">巡
視
日</td><td rowspan="3">日
（　　）</td><td>水道施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>トイレの状況</td><td>□くみ取必要　□くみ取必要なし</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">日
（　　）</td><td>水道施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>トイレの状況</td><td>□くみ取必要　□くみ取必要なし</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">日
（　　）</td><td>水道施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>トイレの状況</td><td>□くみ取必要　□くみ取必要なし</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">日
（　　）</td><td>水道施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>トイレの状況</td><td>□くみ取必要　□くみ取必要なし</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">日
（　　）</td><td>水道施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td>トイレの状況</td><td>□くみ取必要　□くみ取必要なし</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">【広場等の状況等気付いたこと】</td></tr>
</table>